

岐阜県緑の募金協力員による緑の募金活動実施要領

平成30年8月24日制定

1 目的

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）（以下「緑の募金法」という。）に定める緑の募金活動（以下「募金活動」という。）への理解と自発的な協力を基に、地域や職場等において、募金活動の先導的役割を果たす個人を「岐阜県緑の募金協力員」（「ぎふグリーンフレンズ」）（以下「緑の募金協力員」という。）として、募金活動を適切、かつ効果的に実施することを目的とする。

2 募金活動への協力

緑の募金協力員は、緑の募金の趣旨を理解し、自発的な協力に基づき募金活動を行うこととするが、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長（以下「理事長」という。）の指示に従い、適切に募金活動を行わなければならない。

3 活動地域

緑の募金協力員の募金活動の地域は、岐阜県内とする。

4 緑の募金協力員の選任

理事長は、募金活動を適切、かつ効果的に実施するため、次の関係者の中から緑の募金協力員を選任することができる。

- ① 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の正会員並びに賛助会員の職員・社員等
- ② 緑の募金支援団体の会員等
- ③ 緑の募金協賛団体の会員等
- ④ 緑の募金による公募事業等実施団体の会員等
- ⑤ みどりの少年団等の代表並びに団員等
- ⑥ 理事長が緑の募金協力員として適当と認めた者

5 緑の募金協力員の証明

（1）岐阜県緑の募金協力員証の発行

理事長は、緑の募金協力員が募金活動を適切に行うため、「岐阜県緑の募金協力員証」（以下「緑の募金協力員証」という。）（様式1）を発行する。

「緑の募金協力員証」の有効期間は、緑の募金期間に合わせた期間とするが、次年度の募金活動に対し、改めて発行できるものとする。

ただし、次の者については「緑の募金協力員証」の発行を省略することができる。

- ① 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の正会員である県・市町村等の職員等

（2）緑の募金協力員台帳

理事長は、「緑の募金協力員証」を発行したときは、「岐阜県緑の募金協力員台帳」（様式2）に登録する。

6 緑の募金協力員証の携帯

緑の募金協力員は、緑の募金活動を行うときは、「緑の募金協力員証」を携帯し、募金者等が求めた場合は、呈示しなければならない。

7 募金資材の支給

理事長は、緑の募金協力員に対し、募金活動を効果的に行うために必要な資材を支給することができる。

8 緑の募金協力員の愛称

緑の募金協力員の認知度を高めるため、その愛称を「ぎふグリーンフレンズ」とする。
なお、「ぎふグリーンフレンズ」に関することは、別に定める。

9 遵守事項

緑の募金協力員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 緑の募金は、寄附者の自発的な協力によるものとし、募金が強制にならないようにすること。
- ② 物品の販売など他の目的とあわせて募金活動を行わないこと。
- ③ 募金活動終了後、すみやかに寄附金を理事長が指定する銀行預金口座へ振り込むこと。

10 緑の募金協力員の解任

理事長は、前項の事項について違反した場合は、緑の募金協力員を解任することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行により、「緑の協力員による緑の募金活動要領」（平成8年2月16日制定）及び「緑の募金活動支援に関する内規」（平成23年3月1日制定）は、廃止する。

(様式1) 岐阜県緑の募金協力員証

表

NO _____	
岐阜県緑の募金協力員証	
氏 名	
生年月日	
現住所	
所属	
上記の者は、緑の募金協力員であることを証明する。 なお、緑の募金の期間は次のとおりである。 春期：3月1日から 5月31日まで 秋期：9月1日から10月31日まで	
年 月 日	
公益社団法人岐阜県緑化推進委員会 理事長 印	

裏

[注意]
1 本証は、緑の募金活動を行うときには、常に携帯するとともに、募金者等の求めに応じて、呈示しなければならない。
2 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3 本証を紛失したときは、直ちに公益社団法人岐阜県緑化推進委員会へ届け出ること。
4 緑の募金協力員でなくなった場合は、本証を発行者に返納すること。